

大阪市水道局告示第29号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年5月18日

大阪市水道局長 坂本篤則

名称	所在地	指定日
合同会社大和秀工社	大阪市平野区平野南1丁目1番12号2A	令和8年 4月30日
株式会社翔雲舎	大阪市生野区生野東1丁目9番39号	
株式会社ユウキ設備	大阪府中央区安堂寺町2丁目3番5号第18松屋ビル305号室	
熊坂設備	大阪府福島区福島3丁目7番39-614号	
前田設備	大阪府鶴見区今津南2丁目3番37-702号	
株式会社ニチエネ 大阪 施工管理センター	大阪府東淀川区菅原2丁目8番16号	
株式会社LM	大阪府淀川区新高6丁目10番11号ライフビル2階	
株式会社西日本建水社	大阪府大正区南恩加島1丁目2番22号3階	
株式会社辻本工務店	大阪府三島郡島本町4丁目1番36号の6	

大形設備工業	大阪市鶴見区今津北4丁目12番13-203号
英工業株式会社	大阪府高槻市淀の原町18番14号
荒木設備工業	大阪市都島区都島中通り3丁目13番24号
ナカノシマエンジニアリング株式会社	兵庫県尼崎市上坂部2丁目6番10号
株式会社アシト	大阪府吹田市江坂町1丁目23番19号米沢ビル第5江坂3階

(水道局工務部給水課)